

新型コロナウイルス（外出禁止令の対象時間緩和など）

7日、ホルネス首相は、下院において、外出禁止令の対象時間緩和など今月10日以降、来年1月14日までの新たな新型コロナウイルス対策を発表しました。概要は以下のとおりです。詳細は以下のサイトでご確認ください。

（ジャマイカ政府広報局ホームページ）

<https://jis.gov.jm/pm-announces-new-measures-to-contain-covid-19/>

1 外出禁止令対象時間の緩和

（1）以下（2）を除き、午後10時から翌日午前5時まで。

（2）12月25日（24日クリスマスイブの深夜）及び元旦（31日大晦日の深夜）午前1時から開始。

2 ビーチ、川、ウォーターアトラクションの閉鎖時間は午後5時まで（現行は午後4時まで）。

3 公的機関の在宅勤務は31日で終了とする。同日以降、在宅勤務は必須ではなく、オプションとする。

4 集会の人数制限（現行どおり）

（1）公衆の場での集まりは10人まで。

（2）礼拝の参列者は100人まで。礼拝以外の宗教施設での行事は禁止。

（3）結婚式の出席者は100人まで。年次総会などの出席者制限も現行のまま。

（4）公的機関が主催するイベントの出席者は50人まで。招待されたワクチン接種完了者のみの参加とする。

（5）葬儀は司式者等を含め20人まで。埋葬は平日午前9時から午後4時まで、参列者は20人まで。

5 入国手続（現行どおり）

3日以内の陰性検査証明提示要件やワクチン接種未完了者に対する14日間の自己検疫措置に変更なし。渡航前の事前検査でPCR検査陰性であるワクチン接種完了者は、検疫免除。

引き続き最新の関連情報とともに、感染予防にご留意ください。

12月8日